

～クロアチアに入国される旅行者の皆様へ～

2020年2月28日

2月27日、クロアチア公衆衛生局（HZJZ）は、中国、韓国、イタリア（ロンバルディア州、ベネト州、ピエモンテ州及びエミリア・ロマーニャ州）、イラン、香港、日本及びシンガポールからの渡航者に対し、健康状態の報告を求める措置を発表しました。

以下、当館仮訳を掲載しますので、ご参照ください。

※ なお、新型コロナウイルスをめぐる情勢は、刻一刻と変化しており、当局の対応要領もそれに応じて変更される可能性がありますので、留意してください。

○ 日本からの旅行者の方は、入国の際、入国管理官若しくは国境検疫官から健康状態等に関する調査票の記入を求められますので、必要事項を記入の上、提出してください。また、その際、クロアチアでの滞在先や滞在期間を聞かれますので、回答してください。

○ 旅行者の方は、発熱や呼吸疾患等の症状がない限り、移動制限を受けることはありませんが、クロアチアに滞在中、滞在地を管轄する疫学者に連絡し、健康状態を報告しなければなりません。疫学者の連絡先は、入国時に入国管理官若しくは国境検疫官から受領する書面に記載されていますので、そちらへ電話ないし、メール（テキスト）してください。なお、都市を移動した際には、移動した先の連絡先に、その地に到着した旨を報告してください。

○ 団体で移動する旅行者につきましては、代表者の方が疫学者と連絡を取り、同行者の健康状態について報告していただければ結構です。

○ 滞在中、呼吸器疾患や発熱の症状が出た場合は、直ちに担当の疫学者へ連絡してください。そして、滞在先の部屋からは外出しないでください。また、同行者との接触を避けてください。